

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第688号 平成26年2月14日

障害者権利条約

日本政府は、1月20日、障害者の差別禁止や社会参加を促す国連の「障害者の権利に関する条約」を批准しました（1月21日付朝日新聞）。この条約は、2006年12月の国連総会で採択されたものですが、国連によると、日本の批准は世界141番目で、中国や韓国は既に批准しています。

2008年5月に条約が発効してから6年近い月日を経て、やっと日本も世界標準の仲間入りをしたという事になります。なお、「障害者の権利に関する条約」の効力は、今月の19日から発生する事になります。

「障害者の権利に関する条約」の批准は、日本の将来にとって非常に重要な出来事だと思うのですが、マスコミでは余り大きく報道していませんので、見過ごされた方もいらっしゃるかも知れません。この条約に対するマスコミの扱いがいささか冷淡のように感じられるのは、私の気のせいでしょうか。

「障害者の権利に関する条約」は、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進する」事を目的としており（障害者の権利に関する条約「日本政府仮訳」から）、締約国には、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保、促進する為に、

- ・障がい者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正や廃止など所要の措置をとる事
- ・全ての政策及び計画において障がい者の人権の保護及び促進を考慮に入れる事
- ・公の当局及び機関はこの条約に従って行動する事を確保する事
- ・個人や民間企業等による差別を撤廃する為の全ての適当な措置をとる事

等が求められています。

障がい者に対して、障害を理由とする如何なる差別も許されない事は当然の事ですが、それにもかかわらず日本が条約の批准に6年近くも要したのは、国内法の整備という、条約を批准する為の環境整備が遅れていた為です。

しかし、2011年の「障害者基本法」の改正、2013年の「障害者差別解消法」の成立等により、国内環境も整い昨年12月、国会において条約の承認案が正式に承認され、批准の運びになりました。

「障害者の権利に関する条約」は、障害が有ろうとなかろうと人として尊重されなければならないという、人が人として生きていく上で最も重要な事を規定しています。その意味からすれば、本条約は、障がい者の為の権利条約というより、全ての人にとっての権利条約でもあると受け止めるべきです。

「障害者差別解消法」の成立などにより、障がい者の差別を解消する為の環境は整いつつありますが、条約が期待するところ迄はまだ遠いのが現状です。

吉川元偉国連大使は「たいへん長い時間がかかってしまい、国際的に誇れることではないが、模範的な締約国となれるべく努力していきたい（1月21日付朝日新聞）」と語っています。

周回遅れで参加した日本ですが、今後、条約に抵触する国内の法律や制度の見直しを進め、ノーマライゼーション社会の実現という点で世界に誇れる国となれるよう、大いに期待したいと思っています。（塾頭：吉田 洋一）